

古の宮島

1. 厳島神社の縁起

厳島神社の縁起は、市杵島姫(いちきしまひめ)が西から紅の帆をはった船に乗って鎮座地を求めてやって来たときに、厳島を案内した地元の翁(おきな)佐伯鞍職(さえきのくらもと) (註1) が端正五年(推古天皇即位元年 五九三年)創建と伝える。元々、海に暮らす人々が弥山頂上の巨石群を中心に神の宿る島として崇めるようになった原始的信仰に始まり、対岸の地御前は、神の宿る島をはるかに臨む礼拝する地であったと云われる。

延喜式(十世紀はじめ編纂)の神名帳(じんみょうちょう)には、速谷神社・多家神社(府中町)と式内社三座の一つに列し、古代において伊都岐島神は安芸国を代表する有力な神でした。

寛仁(かんにん)元年(一〇一七)中央政府が畿内七道諸国の有力神社に奉幣(ほうへい)(神前に幣帛(へいはく)(神前に供える物の総称)を捧げる)を行なった際、安芸国で唯一伊都岐島が挙げられた。十一世紀 平安時代から十二世紀にかけて行なわれた社格の一種である一宮制(いちのみやせい)であり、先に触れた安芸国衙(あきこくが)在庁官人(ざいちょうかんにん) 田所氏の影響が安芸国一宮の背景にあると思われま。

2. 平相国清盛

平相国清盛(たいらのしょうこくきよもり)が安芸守(あきのかみ)に任(にん)ぜられたのは久安(きゅうあん)二年(一一四六)、二十九歳のときである。瀬戸内海の制海権を手にする事で莫大な利益を上げた清盛にとって厳島神社は日宋貿易(にっそうぼうえき)航路の守護神でもあり、信仰の面でも厳島神社を深く信仰したのである。

仁平(にんぺい)三年(一一五三) 清盛の父・忠盛(ただもり)没後、紀州高野山金剛峯寺大塔(きしゅうこうやさんこんごうぶじだいたう)の造営にあたり、清盛は保元(ほうげん)六年(一一五六) 四月落慶供養(らっけいくよう)の日に老僧が現れ「越前(えちぜん)の気比(けひ)の宮は栄えたけれども、厳島はなきが如く荒れはて候。このついでに奏聞して修理させ給え、官加階は肩をならぶる人、天下にまたもあるまじきぞ」とて立たれけり。老僧から安芸の厳島神社の造営をすれば官位昇進肩を並べる者天下に二人とあるまいとの予言をされた。

落慶(らっけい)とは、寺社などの新築、また修理の完成を祝うことである。越前の気比とは、越前国の一の宮で福井県敦賀の気比神社。

清盛は、永暦(えいりやく)元年(一一六〇)武士として初めて位階(註) 正三位(しょうさんみ)の公卿(くぎょう)に列(れつ)せられると、宿願であった厳島神社に参詣し、その後二十年間に十回の参詣をするほど熱烈な信仰であった。宿願であった厳島参詣を果たした清盛は、三十二巻の経巻を長寛(ちょうかん)二年(一一六四)九月厳島神社に奉納した。これが国宝の「平家納経」である。

[註]

「位階」 大宝令・養老令のうち官位について定めた『官位令』。

「位階」

- ・皇族の親王は一品（いっぽん）から四品（しほん）までの四階
- ・諸王は正一位（しょういちい）から従五位下（じゅごいげ）まで十四階
- ・臣下は正一位から少（しょう）初（そ）位（い）下（げ）まで三十階

「臣下の三十階」

正一位（しょういちい）	従五位（じゅごい）上下
従一位（じゅいちい）	正六位（しょうろくい）上下
正二位（しょうにい）	従六位（じゅろくい）上下
従二位（じゅにい）	正七位（しょうしちい）上下
正三位（しょうさんみ）	従七位（じゅしちい）上下
従三位（じゅさんみ）	正八位（しょうはちい）上下
正四位（しょうしい）上下	従八位（じゅはちい）上下
従四位（じゅしい）上下	大初位（だいそい）上下
正五位（しょうごい）上下	少初位（しょうそい）上下

正◆位の「正」は「しょう」と読む。

従◆位の「従」は「じゅ」と読む。

三位は「さんみ」、四位は「しい」、七位は「しちい」と読む。

3.清盛神社

久安（きゅうあん）二年（一一四六）安芸守（あきのかみ）に任（にん）ぜられた平清盛（たいらのきよもり）（別名平相国（たいらのしょうこく））は、その在任期間中に巖島神社の隆盛に寄与し、よって今の宮島があります。



古来、尊敬する人物は、その霊を慰めるため、神社を建て、お祀（まつ）りしていたと云われています。宮島と縁浅からぬ清盛に対する島民の思いは、強いものがあり、現在、西松原（にしのみつばら）に鎮座する清盛神社（きよもりじんじゃ）は、昭和二十七年清盛死後七百七十年にあたり、それを期（き）し、清盛の恩に報いるため、また清盛はどこにも祀（まつ）っていないということで一層機運が盛り上がる中、発願（ほつがん）に至り、ようやく昭和二十九年三月二十日に新しく社（や

しろ）が建立され、御神体もそのとき移されたのです。

4.清盛の霊を祀っていた神社 三翁神社（さんのうじんじゃ）

それまで恩ある清盛の霊を祀っていた神社は、元々島内のどこに鎮座されていたのが気になる場所です。

それは大宮の後背（こうはい）の東の地、現在の三翁神社（さんおきなじんじゃ）「さんのうしゃ」に祀（ま

つ)られていたのです(右殿(向かって左)に祀られていた・・・宮島本四四頁)。

その三翁神社(さんのうおきなじんじゃ)は、平安時代、平清盛が比叡山の日枝神社から勧進(勧請-かんじょう-ともいう)したものと伝えられており、後述の伊都岐島千僧供養日記では「比叡社の檀」と記されており、新出巖島文書一〇三「伊都岐島社神官等申状案」に仁治二年(一二四一)「山王社一字一間二面」とあり、その後は、山王社(さんのうしゃ)と呼ばれています。天正十九年(一五九一)再建(広島県神社誌三四二頁)。

平成の世の三翁神社について

御祭神

左殿(向かって右)・・・大己貴神(おおなむちのかみ) 猿田彦神(さるたひこのかみ)

中殿・・・大綿津見神(おおわたつみのかみ) 安徳天皇(あんとくてんのう) 佐伯鞍職(さえきのくらのもと) 二位尼(にいのあま) 所翁(ところのおきな) 岩木翁(いわきのおきな)

右殿(向かって左)・・・御子内侍(みこないし) 徳寿内侍(とくじゅないし) 竹林内侍(たかばやしなしいし) の各祖神

三つの祠(ほこら)がひとつの空間に祀(まつ)られているので、うっかりすると見逃しそうな祠です。

明治元年三月二十八日、明治政府は神仏混淆(しんぶつこんこう)を禁止し、寺院と神社を分離するように命じる「神仏判然令(しんぶつはんぜんれい)」により、巖島社は山王社(さんのうしゃ)から三翁神社(さんのうじんじゃ)に名前のみ変え、以来百四十年を経て平成の今日に至っています。

今は合祀(ごうし)されて多くの御霊(みたま)が祀(まつ)られていますが、山王社の当初の祭神は、佐伯の翁、岩木の翁、所の翁であったと云われています。

●佐伯の翁(さえきのおきな) 巖島神社創建の祖 佐伯鞍職(さえきのくらのもと)

●岩木の翁(いわきのおきな) 廿日市平良郷に速谷神社鎮座以前からこの地方の地主神であった。

市杵島姫命が巖島に鎮座した時、飛来した神鳥を祀る為に岩木の翁が土地を寄進して祠を建立されたと謂(いわ)れがある。

今も速谷神社本殿後背の左に岩木翁を祭神とする小祠(しょうし)「岩木神社(いわきじんじゃ)」がひっそりと鎮座しています。



(図は岩木神社(いわきじんじゃ))

●所の翁(ところのおきな) 佐伯鞍職(さえきのくらのもと)が部下を伴って大野瀬戸(おおののせと)で遊獵していた時、西から紅の帆を掲げた船が来た。その船の者はまず鞍職の部下のところに来て「お前は何か」と問われ「私は所の者です」と答えた。この姫神様に初めて声を掛けられた佐伯鞍職の部下のことを「所の翁」といいます。

5. 平安文化に息吹く巖島

巖島神社創建当初から、神を崇(あが)める巖島には人は住んではならないことになっていました。だから

神事(しんじ)・祭祀(さいし)を行うときは、地方(ぢがた)(対岸の地御前(ぢごぜん)・廿日市(はつかいち))から、神官・供僧(ぐそう)・内侍(ないし)は舟で渡海していました。あくまで推測ですが、いつも月夜の日、穏やかな日ばかりではなく、風雨が激しく海の荒れた日もあったであろうそんな日の神事・祭祀執行時や、また早朝執(と)り行う神事では前日渡海しておく必要があるので、職務遂行に支障の起きることが間々あったと想像されます。神事・祭祀を滞(とどこお)りなく執行するために、地方(ぢがた)の地御前に神社を造営することを考え、厳島の内宮に対し、外宮としたのではないか。そして止むを得ず渡海不能の際には、外宮で神事・祭祀を代執行したと思われるのです。そうして厳島で恒例の神事を執り行うために事前に島に滞在することが頻繁になり、神事優先の精神から島での宿泊施設が急務となりついに常住に至るようになったと考えられます。

清盛を筆頭に平家一門の氏神と崇敬した厳島信仰の影響から、後白河上皇・高倉上皇や公卿の人たちの参詣が増え、厳島からは神主景弘が清盛との縁を頼って京に頻繁に出向き、時に朝廷から奉幣使として下向し、厳島の内侍たちも院の御所、清盛の八条亭、福原の別邸等(現神戸)で舞を賞翫(しょうがん)(めであること)に供することもたびたびありました。こうして最新の京の平安文化が厳島にもたらされて来た華やかな厳島にさらに輝く出来事がありました。壮麗な社殿の造営です。

Ⅰ 6. 「伊都岐島社(いつきしまじんじゃ)神主佐伯景弘解(かんぬしさえきかげひろのげ)」

神主佐伯景弘解は、八百四十一年前、平安末期、仁安(にんなん)三年(一一六八)十一月、平相国清盛(たいらのしょうこくきよもり)による、厳島神社内外宮(ないげぐう)の外観を一新した社殿の造営当時の規模の様子を示す貴重な史料です。

その解文(げぶみ)日(いわ)く『、鎮座以来営々と神主及び氏人によって維持してきた神殿舎屋を、伊勢国多度社・駿河国浅間社など他国の諸社造営の例を列挙して、今後破壊・転倒した時は社家の申請にしたがって安芸国の重人(ちょううにん)・遙人(ようにん)の功を募ってその修造に当たるようお願い出た記録である。』(宮島町史 特論編 建築編より引用)

さらに造営に関し、『従来神殿以外は板葺きであったのをこの度はすべて檜皮葺(ひわだぶき)に改め、社殿の間数広くしたものや新しく建てたものもあり、また金銅金具で荘厳したので、在来の社殿に比して全く面目を一新した』とある。

仁安(にんなん)三年(一一六八)「伊都岐島社(いつきしましゅ)神主佐伯景弘解(かんぬしさえきかげひろのげ)」の本宮(ほんぐう)造営分三十七字中(うちゅう)に見える「五間二面同御讀経所屋一字」、「五間二面同経蔵一字」、「同鐘楼一字」等神仏習合が一段と進み、仏教の色相(いろあい)が濃くなってきています。外宮造営分十九字しかり「五間四面同神宮寺一字」、「三間四面同法華三昧堂一字」、「三間二面同御讀経所屋一字」、「二間二面同御讀経所屋一字」です。

ところが外宮には、供僧の常住の神宮寺、天台宗の法華経に基づいて九〇日間仏像の回りを歩きめぐり、阿弥陀と念じ唱え修行をする法華三昧堂(ほっけさんまいどう)があることから、当時は、内宮よりも、外宮に神仏習合の施設をはじめ、仏教の中心があったことが大きな特徴であるといえます。

また、本宮分に「一間一面同小社一字 号二大津(原典津恐らく伴)」から佐伯鞍職(さえきのくらもと)を祀った「大伴(おおとも)神社一字」がすでに存在し、さらに「六間二面参詣宿屋一字」が、島内に居住

できる施設と確認できます。

時代が足早に過ぎ、華やかな匂いが島内に充満し、急に様変わりした感が見られるのです。それは神主景弘が力を、もちろんその力の背後には、厳島大明神による平家一族の栄華に感謝する清盛の篤(あつ)い厳島社信仰による援助が見え隠れしながらも、遺憾なく発揮したからにほかなりません。

神主佐伯景弘 この人物なくして厳島神社の繁栄はなかったとも言える。長寛(ちょうかん)二年(一一六四)の時点では、中央の官職で、宮中の掃除・儀式の会場設営等を司る掃部寮の三等官にあたる掃部允(かもんのじょう)正七位(しょうしちい)相当にあり、西国の一地方の神主たる景弘が中央の平清盛との絆(きずな)を強めていた。バックに強力な時の権勢者の清盛が控えているのです。こうした清盛の家人(けにん)的地位にある景弘は、在地領主にとっては、己(おのれ)の支配の安定を図るため、一部は景弘を仲介として平氏にその所領を寄進したりするのである。景弘の活躍により厳島神社の地位はますます上がっていった。ある意味厳島の絶頂期とも云える。治承(じしょう)四年(一一八〇)三月、延暦寺等の猛反対を押し切り、通例を破り、内大臣久我通親(こがみちちか)の高倉院厳島御幸記(たかくらいんいつくしまごこうき)で知られる高倉上皇が譲位後初めて厳島参詣を強行されたのである。景弘は高倉御幸の際の勸賞(かんじょう)(功労をほめて、官位や物品を与えること)により正五位下(しょうごいげ)に官位昇進したのである。

通常の荘園は厳島社の政所(まんどころ)(有力社家によって構成される社務執行機関・宮内(みやうち)に所在)の支配下に置かれる。佐伯郡の社領には平良荘・宮内荘・大竹・小方・川内・寺田・保井田・佐々利別府・石道村・久島郷・吉和村などがある。これらの社領は、別結解名(べっけちげみょう)と呼ばれる小規模な土地で、特定の社家によって領有される。

中世の年貢は、本年貢の所当(しょうとう)(官物)とそれ以外の雑税の雑公事(ぞうくじ)に分かれ、半不輸領(はんふゆりょう)では、所当(官物)を国衙(こくが)に、雑公事(ぞうくじ)は荘園領主に納めるのである。この場合の社領は、国衙領(こくがりょう)としての位置づけにあるため、本年貢の所当と雑公事(ぞうくじ)・年貢以外の雑税と労役)を合わせて国衙に弁済するのではなく、所当は国衙に弁済し、雑公事のみ社家が取得するのである。いわゆる半不輸社領(はんふゆしゃりょう)であった。

不輸とは租税の納入を免除されることであるが、半不輸社領とは国衙に納めるべき雑公事のみをを免除されるという意味で、半不輸社領というのであり、税を免除されているわけではない。(廿日市町史 通史上三一八～九)

7.宿所

先に平安末期、仁安(にんなん)三年(一一六八)十一月の「伊都岐島社神主 佐伯景弘(さえきかげひろげ)」の「六間二面参詣宿屋一字」から、島内に居住できる施設があったことがわかる。

治承(じしょう)元年(一一七七)十月の「伊都岐島千僧供養日記」の平氏一門の千僧供養会の参詣の折には「松木御所」「院の御所」と呼ばれる臨時の宿所が造営されています。

これは、清盛一門や上皇・公卿(くぎょう)などの在島中の宿所に整えられたものであり、常住のためではありません。

治承(じしょう)四年(一一八〇)京より高倉上皇が譲位後初の厳島参詣をされた時は、「内侍の館」が存在し、上皇随行の貴族の宿所とされています。これは、治承四年(一一八〇)には内侍(ないし)が島内に常住していたということを意味しています。

巖島野坂文書の 一六六五 巖島社頭定書 「番之御子条々制法之事」

宝治二年 五月 日 御子内子(みこないし)

に「・・・かはりは六ツうちて番をわたし下向すへし」とあり、六ツを合図に社役を交代していました。宝治(ほうじ二年(一二四八))には、内侍(ないし)は、おそらく明けと暮れ六つ(今の午前6時・午後6時)に交代していたということで、神を崇(あが)める島であっても、神の御霊(みたま)を鎮(しず)めるためには、島内常住止(や)むなしということであったようです。

8. 平相国清盛などについて述べている記録書および資料

実は、江戸中期一六九七年「巖島道芝記(いつくしまみちしばき)」、一八二五年「芸藩通志(げいはんつうし)」、一八三七年「芸州巖島図会(げいしゅういつくしまずえ)」と当時の様子を知り得る本に、清盛を祀(まつ)る山王社(さんのうしゃ)や祭についての記述および巖島文書(いつくしまもんじょ)の記録があります。

1、山王 御社御殿三社

拜殿 瑞籬(みずがき) 鳥居

御社(おんやしろ)南向(みなみむき)、此(こ)のあたりをば坂本(さかもと)といふなり、中の社(やしろ)は江州(ごうしゅう)(近江国(おうみのくに))滋賀郡(しがごおり)坂本(さかもと)の山王(さんのう)を勧請(かんじょう)しける故に坂本(さかもと)といふにや。左右の御社(おんやしろ)は当島において口決(くけつ)ある御神(おんかみ)といひ傳(つた)ふ。今鎮座祭(二)の翌日酉(とり)の祭と申すは此の社(やしろ)なり。猶(なお)年中行事あり。(「巖島道芝記(いつくしまみちしばき)」巻(まき)の二) [注] 瑞籬(みずがき)とは「玉垣(たまがき)」のこと。口決(くけつ)とは文書に記さないで、口で直接言い伝える口伝(くでん)のこと。

2、酉の祭

翌日酉の日(とりのひ) 山王社(さんのうしゃ)にて巖島上卿(しょうけい)祝師(ものもうし)六家(ろっけ)両棚守(りょうたなもり)出仕(しゅっし)榊舞(さかきのまい)あり。(「巖島道芝記」巻六)

3、山王社

本社の東、坂本にあり。社前、拜殿、鳥居あり。平相国(たいらのしょうこく)を配(くばり)祭(まつ)る。又佐伯祖神(さへきそじん)をも、配祭(はいさい)すといふ。古文書に、大伴神社、ありて、今ハ其所在を失ふ。伴と、佐伯ハ、同姓なりと、いへれば、此佐伯祖神(これ、さへきそじん)といへるハ、即(すなわち)大伴神(おおとものかみ)にてハ、なきやとおもはる。(「芸藩通志(げいはんつうし)」巻十四)

4、山王社祭

二月、十一月、上酉(かみとり)の日、祀官(しかん)、内侍(ないし)、神楽男(かぐらおのこ)、仕入、配膳、相会(あいかい)し、神供(しんく)を献(けん)し求子(もとめご)の舞(ま)ひをなす。九月廿一(三か)日にも、祭奠(さいてん)、舞楽あり。古文書に相国祭(しょうこくさい)のこと見ゆ。此祭(このまつり)の事(こと)なるべし。当社、平相国を配祭(くばりまつる)といふ。(同上)

5、山王社

本社の東、坂本にあり。祭神(さいじん)三座(さんざ) 中央は江州志賀郡坂本山王(かみじょう)を勧請(かんじょう)す。其餘(そのよ)二座は平相国清盛(たいらのしょうこくきよもり)佐伯祖神(さへきそじん)を祭(まつ)るといふ。其證(そのしょう)さだかならず。例祭(れいさい)二月酉日(とりのひ) (此日(このひ)上卿(しょうけい)祝

師(ものもうし)六家(ろっけ)両棚守(りょうたなもり)出仕(しゅっし)榊(さかき)舞(まい)あり

(「芸州巖島図会(げいしゅういつくしまずえ)」巻之二)。

ところで明治四十三年になる重田定一「巖島誌」では、今は佐伯鞍職、岩木翁、所翁を祀ると云ふとある。

6、酉日御祭

初申(はつさる)の翌日山王社にて是(これ)を行ふ。上卿、祝師、両棚守出仕、榊舞(さかきまい)あり。

(「同上」巻之五)

[註]

(一) 山王社 比叡山の日吉大社(ひえたいしゃ)の分霊社(ぶんれいしゃ)です。維新政府は、明治元年三月二十八日神仏混淆(しんぶつこんこう)を禁止し、寺院と神社を分離するように命じる「神仏判然令(しんぶつはんぜんれい)」を發布した。

そこで神社の名前に仏に関係のあるものがあっては認められないので名前だけ変えて存続させたのが三翁神社(さんおきなじんじゃ)です。

(二) 鎮座祭 二月初申(はつさる)の祭りともまた山口開祭とも云ふなり。

詳細は「巖島道芝記」巻六(一六七～一六八頁)参照のこと。

以上のことから、山王社についてわかることは、

一、日吉大社(ひえたいしゃ)の山王社(さんのうしゃ)を勧請(かんじょう)した。

二、島内の坂本と云う地にある。

三、二月 初申(はつさる)の日の翌日初酉(はつとり)の祭を山王社で行っていた。

四、先の4の山王社祭の資料から、江戸時代末期には、山王社に平相国清盛(たいらのしょうこくきよもりの)御心霊(おしんれい)が祀(まつ)られていたことがわかります。

9、「一 伊都岐島社未造殿造営料言上状案」(大願寺文書)

(途中省略)

御霊河二ヶ所橋二十間 廿六石九斗四升五合

瀧河橋三ヶ所十七間 廿五石八斗五升八合

河堰両方三町余 百二十九石五斗

(途中省略)

座主坊一字五間四面 二百四十六石一斗五升

(途中省略)

正安二年四月十五日 檜皮工散位佐伯国重ほか

(広島県史古代中世資料編 Ⅲ所収)

この意味するところは、鎌倉後期正安(しょうあん)二年(一三〇〇年)、御霊川(ごりょうがわ)に二ヶ所二十間、瀧川(たきかわ)に三ヶ所十七間の橋を架け、両川の堰(せき)三町余を整備する為の見積りです。古くは両川(りょうせん)が神社の鎮座地である御笠浜(みかさのはま)に直接注ぎ込んでいたため、土砂の流入堆積から神社を保護するため、両川の流路の付け替え工事を行い、宝蔵あたりから神社後方を迂回し、瀧川と合流する流路にしたと推定。

座主坊一字五間四面は、供僧統括の大聖院の前身とされる水精寺(外宮方に分類されているので地方(ぢ

かた)にあった)の座主坊がこの巖島に建立され、本格的な寺院の島内移住がはじまり、供僧も移住したのではないか。また、この時期ごろから、増える参詣者や社家の島内移住がはじまり巖島社の施設・環境整備の拡充がなされたものと考えられるのです。

尚、亀居山放光院大巖寺(ききよざんほうこういんだいがんじ)は普請奉行で島内外の修理造営を担っていた。